

# 教育検討委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、定款及び法人運営基本規則に基づき、教育検討委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

**第2条** 教育検討委員会は、学校教育及び社会教育における地球惑星科学に関わる諸問題を担当し、委員会での検討結果を理事会に報告する。また、教育問題に関し、理事会からの諮問に応じ、又は理事会に意見を述べる。

(幹事)

**第3条** 教育検討委員会には、幹事を置く。

- 2 幹事は、正会員の中から、委員長が選任する。
- 3 幹事は、委員長及び副委員長を補佐する。
- 4 幹事の任期は2年とし、再任は妨げない。

(委員会の下に置く組織)

**第4条** 教育検討委員会のもとには、以下の小委員会を置く。

- (1) 大学及び大学院教育小委員会
- (2) 教育課程小委員会
- (3) 教育国際対応小委員会
- (4) 防災教育小委員会

(委員会の運営)

**第5条** 法人運営基本規則第18条第1項の場合のほか、本委員会については、5分の1以上の委員により会議の招集が請求された場合、委員長は速やかに会議を招集しなければならない。

(委員の任期)

**第6条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長の任期)

**第7条** 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

附則

- (1) 本規則は、この法人の設立の登記の日を遡って適用されるものとする。
- (2) 平成26年4月28日委員会名変更
- (3) 平成27年10月26日理事会改正
- (4) 平成28年11月25日理事会改正
- (5) 平成31年1月15日理事会改正